

インフロニア草津アクアティクスセンター

利用規約

令和6年7月策定

令和8年4月改定

ご利用にあたって

この施利用規約（以下「本規約」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）、及び指定管理者制度（地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間企業・NPO等を含む団体に委ねることを可能とする地方自治法（昭和22年法律第67号。その後の改正を含みます。）に基づき草津シティプールPFIサービス株式会社（以下「運営者」という。）が草津市立プール（以下「本施設」という。）内で提供するサービス（以下「本サービス」という。）、および、本施設使用の利用条件を定めるものです。本施設利用のお客様（以下「利用者」という。）には、本規約に従って、本サービスを利用いただくものとします。

第 1 条（適用）

1. 本規約は、利用者と本施設の利用および、本サービスに関わる一切の關係に適用されるものとします。
2. 運営者は本サービスに関し、本規約のほか、利用規則、プライバシーポリシー等、各種の定め（以下「個別規定」という。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定が前項の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めがない限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

第 2 条（禁止事項および利用上の注意事項）

1. 利用者は、本施設を利用するにあたり、次の各号に掲げる行為を禁止するものとします。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為、および、犯罪行為
- (2) 盗聴、盗撮、盗取、その他不正な行為
- (3) 許可なく本施設内の撮影をすること
- (4) 利用者間での合意のない撮影およびソーシャルネットワーク上へ掲載する行為
- (5) 賭博、威圧的な言動、風紀を乱す行為
- (6) 酒気を帯びての本施設へ入館、利用する行為
- (7) 他の利用者に不利益、損害、不快感を与え、もしくは迷惑になる行為
- (8) 発火性物質、引火性物質、危険物、悪臭・害悪を発生するもの、その他法令で所持を禁じられているものを
持込む行為
- (9) 犬・猫・小鳥その他の動物を持込む行為（ただし、盲導犬・聴導犬・介助犬は除く。）
- (10) 本施設の運営を妨害するおそれのある行為
- (11) 不正な目的を持って利用する行為
- (12) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号、その後の改正を含みます。）による指定暴力団および指定暴力団員等またはその関係者、その他反社会的勢力」（以下「反社会勢力等」）を出入りさせ行為
- (13) 施設内及び敷地内（駐車場含む）での喫煙（電子タバコを含む）
- (14) 本施設の内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- (15) 本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
- (16) 他の利用者に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- (17) 当施設が許諾しない宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- (18) TV、インターネット放送、パソコン、スマートフォン、その他の再生機器等により音を出す行為
- (19) 長時間にわたるロビー内の席を占有する行為
- (20) 本施設の信用棄損、業務妨害、その他これらに準ずる行為
- (21) その他、運営者が不適切と判断する行為
- (22) 運営者の事前の許可を得ないでのドローン飛行を操作する行為

2. 利用者は本施設の利用にあたっては、以下の事項にご注意ください。

- (1) 席の確保その他事由の如何を問わず、本施設内で荷物のみを長時間放置しないでください。30分以上荷物を放置の場合、運営者より移動させていただくことがあります。
- (2) その他、本施設の利用については、本規約に定めるほか運営者の指示に従っていただきます。

第 3 条 (休館日)

1. 本施設の休館日は、毎週火曜日（休日の場合は翌水曜日）及び 12 月 29 日～1 月 3 日を休館日とする。
2. 草津市内公立小学校及中学校の夏季休暇期間は休館日を設けない。
3. 地震、落雷、火災、停電または天災等の不可抗力及び施設保守点検日として休館日を設ける場合がある。

第 4 条 (本サービスの提供の停止等)

1. 運営者は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - (1) 地震、落雷、火災、停電または天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
 - (2) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
 - (3) その他、運営者が本サービスの提供が困難と判断した場合
2. 利用者が、本規約第 2 条 1 項の項目に該当する行為を行った場合、運営者は利用者に対し、本施設からの退去を要請できるものとします。
3. 本サービスの提供の停止または中断により、利用者または第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

第 5 条 (善管注意義務)

1. 利用者は、本規約および別途運営者が指示した内容を遵守し、本施設（設備を含む。）を善良なる管理者の注意をもって利用するものとします。

第 6 条 (損害賠償等)

1. 利用者が、故意または過失により、本施設内の設備を破損させる等により運営者に損害を負わせた場合には、修理費用その他の一切の損害について賠償する義務を負うものとします。
2. 利用者が、故意または過失により、他の利用者を含む第三者に損害を負わせた場合には、自らの責任で解決するものとし、運営者は一切の責任を負わないものとします。

第 7 条 (所持品の管理)

1. 本施設内における利用者の所持品の管理は利用者の責任において行うものとし、本施設内において生じた盗難および紛失、事故等については、運営者は一切の責任を負わないものとします。
2. 本規約第 2 条 2 項 (1) に基づき運営者が移動した動産、利用時間終了時に本施設に残置された動産等（以下「遺留物等」）については、遺留物が発見された日の翌日から 14 日間当施設において保管しますが、当該期間中に所有者から連絡のない場合には、最寄りの警察署に届けるものとします。
3. 前項にかかわらず、運営者において明らかに価値がないと判断したものについては、直ちに処分することがあります。

4. 利用者に、本規約第2条1項(8)および(9)の疑いがある場合、当会館は利用者に対し所持品の確認を行うことがあります。

第8条(施設内の飲食・喫煙)

1. 本施設内は、運営者が指定する場所に限り飲食することが可能です。
2. 本施設は、駐車場を含め全館禁煙です。

第9条(施設の専用利用)

1. 予約をされた方に限り既定の時間内において専用利用することが可能です。

第10条(駐車場の利用)

1. 本施設駐車場は普通乗用車最大175台まで駐車することができ、利用は有料です。
2. 駐車場南側スペースは、大型バスの夜間駐車区画として利用します。
3. 駐車中の車内に貴重品およびその他の物品を留置しないでください。駐車中における紛失・盗難等については、運営者はその責任を負わないものとします。
4. 駐車場内の走行および移動に関しては、交通ルールを遵守し徐行運転をお願いします。
5. 駐車場内の設備等を破損した場合には、損害を賠償していただきます。また、利用者間の紛争については、運営者は一切の責任を負わないものとします。

第11条(駐輪場の利用)

1. 自転車やバイクで来られた方は、所定の駐輪スペースに駐輪ください。
2. 本サービスにより、多数の自転車やバイクでの来館が予想される場合、臨時駐輪場を設けます。本施設外での駐輪をご遠慮ください。
3. 施設利用時間以外の放置や他のルールへの抵触が判明した場合は、撤去も含め必要な措置を取らせていただきます。
4. 当該臨時駐輪場は、運営者の都合でいつでも休/廃止されることをご承知ください。
5. 自転車やバイクの利用に伴い運営者または本施設が損害を被った場合は相応のご負担を申し受けます。また、利用者間の紛争については、運営者は一切の責任を負わないものとします。

第12条(WI-FIの利用)

1. 利用者は、当施設に設置したwi-fiを利用することができます。ただし、同wi-fiに関して、通信障害等が生じた場合、情報漏洩により利用者に損害が生じた場合等、運営者一切の責任を負わないものとします。

第13条(利用者の手荷物のお預かり)

利用者の手荷物は、本施設利用中、滞在中を含めお預かりしません。